

★この通知が手元に届いていない方は回答不要です★

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】

③

令和6年10月15日

登録番号	99999901-100-00999		
学年等	3年	10組	
	出席番号 A000001		
氏名	学校用 見本 (ガツウヨウ ミホ)		様

* 99999901 #5999999

交付書類コード= F

※ コードにより交付される書類が異なります。
封筒の裏面にてご確認ください。

独立行政法人日本学生支援機構

給付奨学金の欄に「候補者決定」と記載がある場合のみ回答してください。
(支援区分：第Ⅳ区分除く)

1. 申込内容及び選考結果

申込内容	給付奨学金	貸与奨学金	入学時特別増額貸与奨学金
	希望する	併用貸与・第一種奨学金・第二種奨学金の審査を希望する	希望する

選考結果	① 給付奨学金 ※4		貸与奨学金		
	候補者決定 支援区分：第Ⅰ区分	②	ア～ウのうち、「候補者決定」と記載のものを1つだけ選択できます		
			ア：併用貸与 ※1	イ：第一種奨学金	ウ：第二種奨学金
			候補者決定	候補者決定	候補者決定
要件確認 ※2	国籍・在留資格等	○	○	○	○
	家計に関する基準	○	○	○	○
	学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	○	○
	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	○	○
	マイナンバー関係書類の提出	○	○	○	○
	その他必要書類の提出 ※3	○	○	○	○

※1 併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることを表します。
※2 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当（必要書類の不備未解消や未提出等の理由による判定不可を含む。）、「―」は申込時に希望していないため未判定であることを表します。
※3 「その他必要書類の提出」の「その他必要書類」とは、「奨学金確認書」、マイナンバーを提出できない場合の「課税（所得）証明書」等収入等に関する証明書等又は国籍・在留資格に関する証明書類（該当者のみ）等です。
※4 給付奨学金の選考結果欄に【多子世帯○】の表示がある場合、第Ⅱ・第Ⅲ区分の給付奨学生採用候補者又は給付奨学金不採用者のいずれにおいても、令和7年度から実施する多子世帯としての支援を受けられる可能性があります。詳細は「給付奨学生採用候補者のしおり」22ページ、又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」31ページをご参照ください。

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

支援区分に「第Ⅰ区分」「第Ⅱ区分」「第Ⅲ区分」
いずれかの記載がある場合のみ回答してください。

		給付奨学金 (注1)	第一種奨学金 (無利子) (注5)	第二種奨学金 (有利子)	入学時特別増額 貸与奨学金 (有利子)
利用条件 (注2) (注3)		支援区分：第Ⅰ区分◆ 社会的養護を必要とする人	併用貸与の利用可		日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：不要
申込時の 選択内容 (注4)	貸与額	*****	最高月額利用：可 猶予年限特例：対象		
	返還方式	*****	最高月額	月額120,000円	一時金500,000円
	保証制度 (注6)	*****	所得連動返還方式	定額返還方式	定額返還方式
	利率の算定方法	*****	機関保証	人的保証	人的保証
		*****	*****	利率見直し方式	利率見直し方式

注1 給付奨学金は、国・地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校（確認大学等）に進学しなければ採用されません。さらに、利用条件に「（私立理工農）」と記載のある人は、確認大学等のうち私立かつ理工農系の分野として国・地方公共団体から確認を受けた学科等に進学しなければ採用されません。給付奨学金の月額額は「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者（国公私）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まります。なお、支援区分は、家計の状況により毎年度10月に見直されます。
注2 給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護世帯の自宅から通学する場合、又は、社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する場合の給付奨学金の月額額は、月額表「給付奨学生採用候補者のしおり」参照）に記載の（ ）内の金額になります。
注3 給付奨学金の支援区分が第Ⅳ区分の人のうち、「（多子世帯）」と記載のある人は多子世帯として支援を受けることができます。また、「（私立理工農）」と記載のある人は、私立学校の理工農系の学科に進学した場合に理工農系として支援を受けることができます。
注4 貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて選択し直すことができます（「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制限が発生することがあります）。
注5 第一種奨学金の貸与月額は、進学先の学校の学校種別、設置者（国公私）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる金額（「貸与奨学生採用候補者のしおり」参照）の中から「進学届」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用：不可」と印字されている場合、「最高月額」は利用できません（「最高月額以外の月額」からの選択となります）。また、給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。
注6 海外大学進学者は「機関保証制度」「人的保証制度」への両方の加入が必要です。

(注意事項)

- ① 本通知に同封されている「給付奨学生採用候補者のしおり」又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」を必ず読んでください。
- ② 国内大学等進学者は、裏面に記入のうえ、進学後すみやかに進学先学校に提出し、期限内に手続きをしてください。
- ③ 海外大学進学者は「貸与奨学生採用候補者のしおり」33ページに従って手続きを行ってください。